

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 平澤 伸泰

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」へのコメント

質問 1、質問 2 に対して、同意しない。

&lt;理由&gt;

第三者評価機関の算出した評価結果をもって実際に公正価値相当額の金銭の払込も受けて発行する有償新株予約権に報酬性はないと考える。

「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合」には、有償新株予約権の付与はストック・オプションに該当しないものとし、複合金融商品適用指針に従い会計処理を行うべきことが示されているが、当該「立証できる場合」というのが非常に不明確であり、企業会計の比較可能性が害されるものと認識している。

尚、勤務条件の取扱いについて、本公開草案では、勤務条件の有無に関わらず、報酬として認識する内容となっているが、これは IFRS との GAAP 差を広げることが明らかであり、GAAP 差が広がる基準の導入を進める理由の説明を求める。

以上